

枚方京田辺環境施設組合公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例

平成28年7月1日

条例第14号

改正 令和3年8月2日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第12項の規定に基づき、公平委員会の委員（以下「委員」という。）の服務の宣誓に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(服務の宣誓)

第2条 新たに委員となった者は、管理者の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。

(権限の委任)

第3条 この条例に定めるものを除くほか、委員の服務の宣誓に関し必要な事項は、管理者が定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年8月2日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私はここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名